

議 会 議 案 第 1 号

新居浜市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月18日提出

新居浜市議会議員 山 本 健十郎
新居浜市議会議員 藤 原 雅 彦
新居浜市議会議員 神 野 恭 多
新居浜市議会議員 伊 藤 謙 司
新居浜市議会議員 大 條 雅 久
新居浜市議会議員 藤 田 豊 治
新居浜市議会議員 藤 田 幸 正

新居浜市議会委員会条例の一部を改正する条例

新居浜市議会委員会条例（平成3年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開催方法の特例）

第15条の2 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開催することができる。

（1）災害等の発生、感染症のまん延防止措置等のやむを得ない事由により委員会の開催場所への委員その他委員会出席者（以下「委員等」という。）の参集が困難と判

断される実情がある場合

(2) 育児、介護等のやむを得ない事由により委員会の開催場所への参集が困難な委員等からオンラインを活用した委員会の開催の求めがある場合

2 委員等は、前項の規定により開催する委員会（以下「オンライン委員会」という。）へのオンラインによる出席（以下「オンライン出席」という。）を希望するときは、委員長の許可を得なければならない。

第16条中「出席しなければ」を「出席（オンライン出席を含む。第24条を除き、以下同じ。）をしなければ」に改める。

第17条第1項中「出席委員」を「出席委員（オンライン委員会にオンライン出席をした委員（以下「オンライン出席委員」という。）を含む。以下同じ。）」に改める。

第18条ただし書中「出席し」を「出席をし」に改める。

第19条第1項を次のように改める。

委員会は、原則として公開する。ただし、委員長は、傍聴人の数その他必要な制限をすることができる。

第20条第1項に次のただし書を加える。

ただし、オンライン委員会においては、秘密会とすることができない。

第22条第2項中「こと」を「こと（オンライン出席委員においては、オンライン出席ができないようにすること）」に改める。

第24条中「出席して」を「出席をして」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

口頭説明